生食輸発1120第5号 平成27年11月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 監視安全課輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

## 中国産鰻及びその加工品の取扱いについて

標記については、平成27年11月20日付け生食輸発1120第2号によりマラカイトグリーンに係る検査命令を解除し、同日付け生食輸発1120第4号によりモニタリング検査の頻度を30%として対応したところですが、過去の地方自治体による検査の結果、下記の養殖場で養殖され、製造者で製造された中国産鰻加工品からマラカイトグリーンが3.9~4.7ppm検出された事例については、中国政府に対し、原因究明及び再発防止対策の回答を要請しているところです。

ついては、安全性が確認されるまでの間、下記の養殖場で養殖され、または、下記の製造者で製造された中国産鰻及びその加工品の輸入届出がなされた際は、輸入の都度、輸入者に対してマラカイトグリーンに係る自主検査を指導するようお願いします。

記

養殖場: LISHI EEL FARM FUQING CITY (3500/M0683)

製造者: FUQING HONGYI FOODSTUFFS CO., LTD. (3500/02250)